

○東京藝術大学基金規則

平成24年10月25日
制 定

改正 平成25年10月24日 平成28年3月24日
平成30年4月10日 令和6年10月17日

(設置)

第1条 本学に、東京藝術大学基金（以下「藝大基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 藝大基金は、本学の財政基盤を長期的に支え、もって本学における教育研究活動、社会連携活動の充実、ひいては我が国における芸術文化の振興等に資することを目的とする。

(事業)

第3条 藝大基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 教育研究活動への支援
- (2) 学生への奨学金等
- (3) 国際交流への支援
- (4) 社会及び卒業生との連携活動等への支援
- (5) 施設及びキャンパスの整備充実への支援
- (6) その他藝大基金の目的達成に必要な事業

(運営及び寄附金)

第4条 藝大基金の運営は、藝大基金への寄附及びその運用益をもって充てる。

2 藝大基金は目的寄附金とし、前条に掲げる事業のうちから寄附者が指定するものとする。

(特定プロジェクト基金)

第5条 特定のプロジェクトに係る寄附を募るため、藝大基金に特定プロジェクト基金を置くことができる。

2 前項の特定プロジェクト基金に関する取扱いに関しては、別に定める。

(事業年度)

第6条 藝大基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(運営会議)

第7条 藝大基金の重要事項を審議するため、藝大基金運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 次条に定める藝大基金室（以下「基金室」という。）の長
- (4) 各学部長
- (5) 大学院映像研究科長
- (6) 国際芸術創造研究科長

- (7) 本学の役員及び教職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長が委嘱する者 若干人
- 3 議長は、学長をもって充てる。
- 4 第2項第6号の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 藝大基金の募集活動に係る基本方針に関すること。
 - (2) 藝大基金の事業計画及び収支予算に関すること。
 - (3) 藝大基金の事業報告及び収支決算に関すること。
 - (4) 藝大基金の管理運営に関すること。
 - (5) 寄附者への謝意等に関すること。
 - (6) その他藝大基金の運営等のうち重要事項に関すること。

(基金室)

第8条 藝大基金の募金活動及び事業を推進するため、基金室を置く。

- 2 基金室の組織及び運営に関する事項は、学長が別に定める。

(事務局)

第9条 藝大基金に事務局を置き、社会連携課が担当する。

(他規則の適用)

第10条 藝大基金の運用及び管理に関し、この規則及びこの規則に基づいて定める細則等に定めのない事項については、東京藝術大学寄附金取扱規則、東京藝術大学会計通則、東京藝術大学資金管理規則等に定めるところによる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか藝大基金の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年10月25日から施行し、平成24年10月4日から適用する。
- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される第7条第2項第6号の運営会議の委員の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年10月17日から施行し、令和6年10月1日から適用する。